

国税庁LINE公式アカウント 友だち募集中

あなたのニーズに合った最新情報をお届けします！

国税庁LINE公式アカウント
の友だち追加はこちらから



- ◆ 国税庁LINE公式アカウントでは、**受け取りたい情報を事前に受信設定**することで、「確定申告が必要な方」、「医療費控除」、「ふるさと納税」などのご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取れます。

配信例

① 配信を希望する情報を設定

- ☒ 確定申告が必要な方
☐ 医療費控除
☐ ふるさと納税
…
について知りたい！

利用者



② 設定に応じた情報をお届け

所得税の計算の結果、納税となる方は確定申告が必要です。

また、次の方も確定申告が必要です。
○給与収入が年2,000万円超
○副業などの所得が年20万円超
○公的年金等の収入が年400万円超

チャットボット（税務職員ふたば）に質問すると、確定申告が必要か確認できますので、お気軽にご利用ください

確定申告が必要な方

12:00

- ◆ 国税庁LINE公式アカウントから、**様々なオンライン手続き**をご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページ等の各種画面に遷移し、**スムーズに手続き**ができます。

- ◆ **確定申告期の来場予約**もできます！

メインメニュー	トピック	利用者別情報	受信設定
 確定申告の準備 (マイナポータル連携)	 確定申告書の作成 (個人の方)	 申請・届出 納付・納税証明	 確定申告特集
 チャットボット に相談	 電話で相談	 よくある税の質問	 確定申告相談の申込 (個人の方)

情報配信の「受信設定」方法は裏面をご確認ください

情報配信の「受信設定」方法

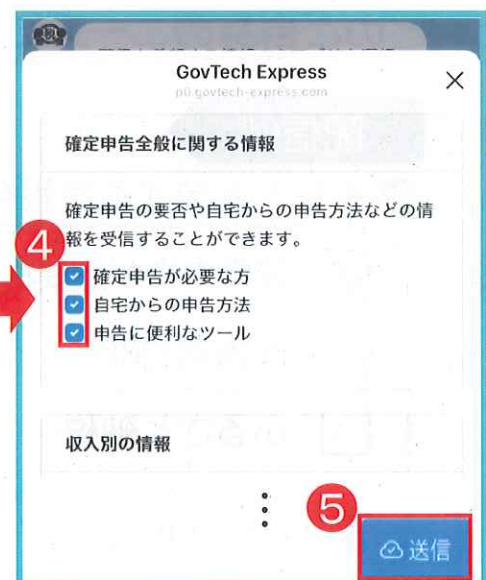
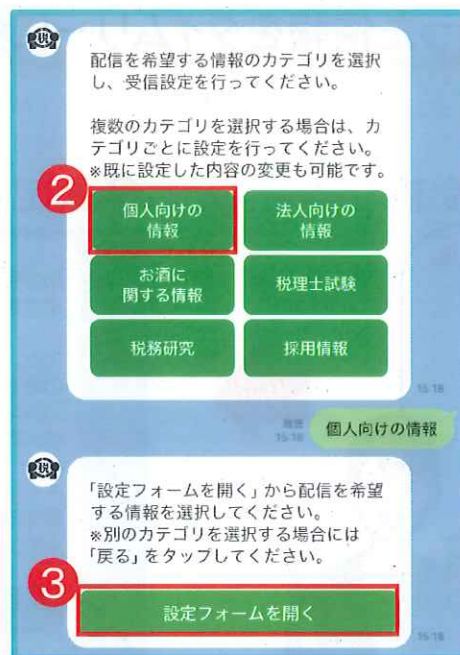
STEP1 「受信設定」開始

- ① 国税庁LINE公式アカウントのメニュー右上の「受信設定」をタップ



STEP2 配信を希望する情報の選択

- ② 配信を希望する情報のカテゴリを選択
- ③ 「設定フォームを開く」をタップ
- ④ 配信を希望する項目を選択
- ⑤ 「送信」をタップ



STEP3 「受信設定」完了

- ⑥ 設定完了

▶ 設定完了日以降、あなたのニーズに合った最新情報をお届けします



国税庁からのお知らせ

はじめませんか、 税務のデジタルシフト

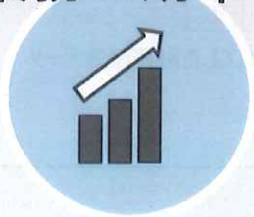
～ALL e-Taxでスマートに～

ALL e-Taxのご案内

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）**を推進しています。

ご利用のメリット

業務の効率化



ペーパーレス化



コスト削減



法人税の電子申告のQ&A

1

Q：添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）の利用率は？

A：e-Taxで申告した法人のうち、**4社に3社を超える法人が、ALL e-Tax**です。

2

Q：e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は？

A：**法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。**

財務諸表：**XBRL形式・CSV形式** 勘定科目内訳明細書：**XML形式・CSV形式**

※ PDF形式による提出が認められている書類は、リリース前別表（国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない別表）や第三者作成書類に限定されています。

3

Q：ALL e-Taxについて、もっと知りたい

A：**e-Tax HP内のALL e-Taxの案内ページをご確認ください。**

e-Tax HP
「ALL e-Taxについて」





財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

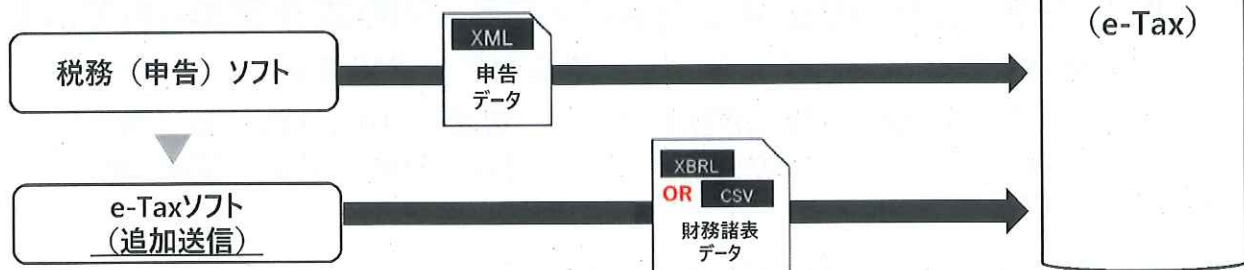


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



令和8年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和8年9月
国 税 庁

令和8年10月1日に酒税率が改正（引上げ・引下げ）され、流通段階にある酒類の在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

全ての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和8年10月1日時点において貯蔵場所です持する対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご注意ください。

1 申告の対象となる方 ※詳しくは裏面フローチャートによりご確認ください。

① 令和8年10月1日に、税率改正により酒税率が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量が2,000リットル以上である方（複数の場所で所持する場合には、その合計数量で判定を行います）

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

※ ②の場合には、令和8年11月2日（月）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です

※ 届出をした場合、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります

2 対象酒類と1リットル又は1本当当たりの酒税の引上げ・引下げ額

	対象となる酒類	引上げ額又は引下げ額 1ℓ【缶1本(350ml)】当たり
引上対象酒類	発泡酒（麦芽比率25%未満かつアルコール分10度未満） 発泡酒②（いわゆる新ジャンル）【その他の醸造酒（発泡性）②・リキュール（発泡性）②と表示されているものを含みます】	約21円【約7.26円】
	その他の発泡性酒類（発泡性を有するものかつアルコール分10度未満） 【その他の醸造酒（発泡性）②・リキュール（発泡性）② ビール又は発泡酒に該当しないもので、その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③と表示されていないもの リキュール（発泡性）③・雑酒（発泡性）③】	20円【7円】
	連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎 ウイスキー・ブランデー スピリッツ・リキュール	発泡性を有しないものかつアルコール分9度未満 10円【3.5円】 発泡性を有しないものかつアルコール分9度以上10度未満
	その他の発泡性酒類【みりん又は雑酒（みりん類似）に該当するもの】 （発泡性を有するものかつアルコール分10度以上11度未満）	80円【28円】
	ビール 発泡酒（麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上） 発泡酒③【その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③と表示されているものを含みます】 リキュール（発泡性）③・雑酒（発泡性）③	26円【9.1円】
引下対象酒類	その他の発泡性酒類【連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール又は雑酒（みりん類似を除きます）に該当するもの】 （発泡性を有するものかつアルコール分10度以上11度未満）	20～270円 【7～94.5円】

3 申告期限・納期限

上記1の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和8年10月1日（午前0時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、令和8年11月2日（月）までに「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます）を提出していただく必要があります。

なお、差額の納付が必要となる方は、令和9年3月31日（水）までに納付が必要となります。

・酒類の手持品課税（戻税）の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/annai/temochihin_r02.htm

・YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

【国税庁HP】【YouTube】



令和8年10月に実施される酒類の 手持品課税（戻税）に関するフローチャート

令和8年10月1日に、引上対象酒類（発泡酒（麦芽比率25%未満、いわゆる新ジャンル）、その他の発泡性酒類及び低アルコール分の蒸留酒類等（アルコール分10度未満）など）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

その所持する引上対象酒類の数量が2,000リットル以上である

※ 複数の場所で酒類を所持している場合は、令和8年10月1日午前0時現在における全ての貯蔵場所に係る所持数量の合計数量で判断

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（ビール、発泡酒（麦芽比率50%以上、発泡酒③）など）のみを所持する貯蔵場所がある

※ 所持する引上対象酒類の数量が2,000リットル以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に申告及び届出を行う必要がある

いいえ

はい

引下対象酒類（ビール、発泡酒（麦芽比率50%以上、発泡酒③）など）を所持する貯蔵場所があり、還付又は差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

はい

いいえ

納付すべき税額または還付を受ける金額がある場合には、令和8年11月2日（月）までに貯蔵場所の所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です。

また、令和9年3月31日（水）までに納付が必要となります。

令和8年11月2日（月）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要となります。

この場合、左記の申告期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所について申告も必要となります（注）。

税務署への手持品課税等の申告は不要です。

（注） 申告書及び届出書は兼用様式（申告書兼届出書）となっているため、届出と同時に申告を行うことができます

酒類の手持品課税等の申告・届出等には、便利な e-Tax をご利用ください

2年間の消費税率引下げについて

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - この範囲は、令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。



	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1% 	8% 	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。
 - 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「課税事業者選択届出書」を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



- この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。
- ただし、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)から課税事業者となることのできる経過措置もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、その課税期間から一般課税により申告することができます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しないこととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、税額の計算方法に関する特例が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の販売(1%対象)に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)

計算例	みなし仕入率	売上金額	税率1%	
・ 飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)		
・ 雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)		
				
↓				
売上税額				納付税額
50万円				6万円
(20万円+30万円)				
	飲食料品に係る 仕入税額	+	みなし仕入率 による仕入税額	
	20万円		24万円	
	売上税額と同額		(30万円×80%)	

飲食料品の販売を行う事業者について、中間申告税額を軽減できる特例が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%(引下げ後の消費税率)が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。
- ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)
- ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
- ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

- ◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、以下で受け付けています。



消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

- ◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。



2年間の消費税率引下げについて

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
✓ この範囲は、令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1% 	8% 	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。
✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

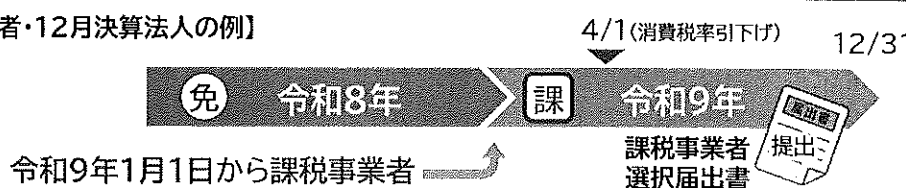
売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「課税事業者選択届出書」を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。
- ✓ ただし、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)から課税事業者となることのできる経過措置もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、その課税期間から一般課税により申告することができます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しないこととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、税額の計算方法に関する特例が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の販売(1%対象)に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・ 飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)
・ 雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)

税率1%



$$\begin{array}{rcll} \text{売上税額} & - & \left(\begin{array}{l} \text{飲食料品に係る} \\ \text{仕入税額} \\ \text{売上税額と同額} \end{array} \right) & + \left(\begin{array}{l} \text{みなし仕入率} \\ \text{による仕入税額} \end{array} \right) & = & \text{納付税額} \\ 50\text{万円} & - & \left(\begin{array}{l} 20\text{万円} \\ \text{売上税額と同額} \end{array} \right) & + & 24\text{万円} & = & 6\text{万円} \\ (20\text{万円}+30\text{万円}) & & & & (30\text{万円}\times 80\%) & & \end{array}$$

飲食料品の販売を行う事業者について、中間申告税額を軽減できる特例が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%(引下げ後の消費税率)が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。
- ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)
- ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
- ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

- ◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、以下で受け付けています。



消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

- ◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。



添付書類をe-Taxで送信する方法 (裏面)

STEP 2

e-Taxにログインして、メッセージボックスの「受信通知」を開く

STEP 3

受信通知から「添付書類(PDF)の追加送信へ」を選択

①マイナンバーカードを利用して
e-Taxにログインします
(必要なもの)



- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカードの読取
対応スマートフォン
- ✓ 利用者証明用電子証明
書のパスワード
(数字4桁)

※ スマートフォンのマイナンバー
カードも利用いただけます。

②e-Taxのログイン画面へ



e-Tax

個人ログイン

マイナンバーカード・スマホ用電子証
明書

ログイン

タブレット端末の方はこちら

③赤枠囲みのボタンをタップする
(以降の画面も同様)

e-Tax

様 ログイン中

申告・申請・納付

確定申告を行う

所得税、贈与税、個人消費税率等の申告書を作成できます

メッセージボックス

お知らせ・受信通知

他部署からのお知らせや申告・申請・納付の通知が
集(ご付次)を確認できます

e-Tax

お知らせ・受信通知

受信通知

受信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただきます。

各種手続・サービス

添付書類(PDF)の追加送信

添付書類をイメージデータにより送信する方は、「添付書類(PDF)の追加送信」ボタンを押してください。

添付書類(PDF)の追加送信へ

STEP 4

送付したい添付書類 (PDFデータ) を選択してファイルを追加し、送信

基本情報変更

元の印鑑データに入力された基本情報を以下に表示しています。「変更」ボタンをタップしてください。
変更する場合は「変更」ボタンをタップしてください。

■利用者識別番号: 1180-0911-3010-0054

氏名	国枝 太郎
郵便番号	100-0013
住所又は事業所の所在地	東京都千代田区有明
提出先税務署等	国税税務署

次へ

変更

キャンセル

▲ページ先頭へ

※NATIONAL TAX AGENCY

1 添付書類の作成

ファイル (PDF等) の追加

添付書類の添付を行います。
添付するファイル (PDF等) を選択し、
添付書類名称を入力してください。
イメージデータで送信
可能な添付書類について

添付済みファイル: 0件

ファイル (PDF等) の追加

選択

合計 0.0MB

※送信データの合計サイズには上限があります
(PDFは約1.4MB、CSVは約8MB)。上
限を超える場合は、添付するPDFファイル等を
分割し、複数回 (上限10回) において送信して
ください。上限回数を超えた場合には、e-Taxによ
り提出することができないため、別途、送付等
より、所轄税務署等に提出してください。

OK

キャンセル

2 ファイル (PDF等) の追加

添付済みファイル

■添付書類名称 必須

■添付書類名 必須

■備考

OK

クリア

キャンセル

3 ファイル (PDF等) の追加

添付済みファイル

■添付書類名称 必須

■添付書類名 必須

■備考

OK

クリア

キャンセル

4 添付書類の作成

ファイル (PDF等) を追加し、添付書類を作成し
ます。
なお、添付済みファイルを削除する場合は、「選
択」ボタンから削除するファイルを選択し、「削
除」ボタンをタップしてください。

ファイル (PDF等) の追加

選択

添付済みファイル: 1件

合計 0.1MB

※送信データの合計サイズには上限があります
(PDFは約1.4MB、CSVは約8MB)。上
限を超える場合は、添付するPDFファイル等を
分割し、複数回 (上限10回) において送信して
ください。上限回数を超えた場合には、e-Taxによ
り提出することができないため、別途、送付等
より、所轄税務署等に提出してください。

OK

送信

以下の手続を受付システムへ送信します。

入力内容	個人番号又は法人番号 大抵な手続です。
手続名称	個人番号又は法人番号 大抵な手続です。
氏名又は名称	国枝 太郎
イメージデータ添付書類 (所得税申告書)	提出先税務署等 令和7年2月18日
提出先税務署等	提出先税務署等
提出年月日	令和7年2月18日
フォルダ選択	国枝太郎
国枝太郎	国枝太郎

内容をご確認の上、送信ボタンをタップしてくだ
さい。

送信

キャンセル

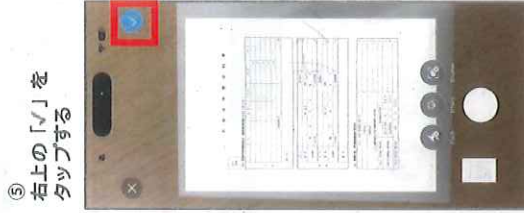
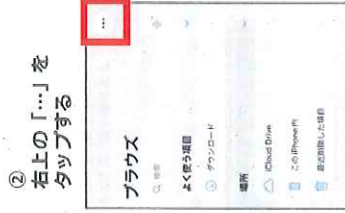
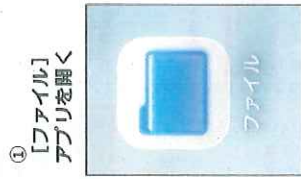
※ 添付書類を複数枚同時に送信する場合は、「ファイル (PDF等) の追加」(①~④)の手順を繰り返してください。

送信完了!
お疲れさまでした!

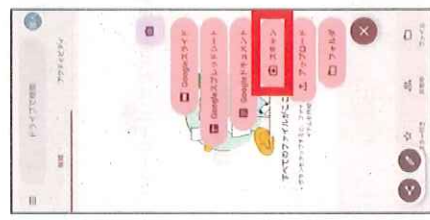
添付書類をe-Taxで送信する方法（表面）

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標又は登録商標です。
iPhoneの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

STEP 1 送信する添付書類のPDFデータを準備します



- ✓ 送信可能なデータはPDFに限られます。お手元の書類をスマートフォンでカメラで読み取って、PDF形式で保存する方法をご案内します。
- ✓ ⑤の画像イメージで、書類がきちんと読み取れているか確認してください。



STEP 2以降は裏面へ

「1」をタップすると複数枚を連続してスキャンができます。